

【質問・回答】

案件名 札幌市交通局本局庁舎において使用する電力

No. 1

No.	質問内容	回答
1	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
2	契約書案第 7 条 2 項について、最大需要電力が契約電力を超過した場合に、弊社では超過金の支払いではなく契約電力の増加協議もしくは超過是正の対応をいたします。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約書案のとおり、超過金による対応をお願いしたく存じます。なお、札幌市交通局本局庁舎における契約電力は 500kW 未満を想定しているため、同条第 3 項にて対応いただくこととなります。
3	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。	了承いたします。
4	請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。	了承いたします。
5	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承くださいませでしょうか。	送電開始日と計量日は同日です。
6	計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承くださいませでしょうか。	計量日は 1 日をお願いしたく存じます。

7	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	当局へ一括で請求いただきたく存じます。
8	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
9	契約単価積算内訳書欄外 注3について、弊社の請求時の基本料金の算定方法は【（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額】となりますがよろしいでしょうか。また、入札内訳書の算定式を請求時の算定式と合わせる必要はございますでしょうか。	入札内訳書と請求時の算定式は同様としてください。
10	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	ついてます。
11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約の内容に変更が生じるような修正は致しかねます。
12	電子入札システムにより入札に参加する場合、入札書の作成・添付は必要でしょうか。	不要です。
13	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書案別紙4 単価一覧注3のとおり、燃料費調整の方法は当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用することとしております。契約の内容に変更が生じるような修正は致しかねます。

14	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	算定諸元が記載されているみなし小売電気事業者の「電力契約標準約款（高圧）」が改定された場合は、改定後を採用いたします。算定諸元の改定により契約条件が著しく不適当となった場合には、契約書第 12 条に基づき、協議のうえ契約の全部または一部を変更することができますので、契約単価を含めた協議が可能です。
15	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	第 11 条第 2 項第 2 号のとおり、調整額を含めた算定とします。
16	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	8 月 29 日までに確認可能となる予定です。
17	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第 2 位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ございません。
18	契約書案第 9 条（計量及び検査）について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	検査は省略いたしかねますが、請求書等により確認させていただきます。
19	契約書案別紙 4 単価一覧について、弊社では、まったく電気を使用しない場合、基本料金を半額とするため、別途単価を設定しておりません。仮に弊社が落札した際、こちらの表記について協議に応じていただけますでしょうか。	協議に応じます。
20	契約書第 11 条 2 項（2）【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書の記載の通り、【北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）による】という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

21	契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	契約保証金の免除については、札幌市交通局契約規程第 25 条を参照ください。必要な提出書類は落札候補者となった後、契約を締結するまでの間にご提出ください。 札幌市交通局契約規程第25条第3号にて免除を希望される場合は、該当する契約書の写しをご提出ください。 第 25 条 前条の規定にかかわらず、管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。 (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。
22	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電気料金単価が変動する契約はできません。